

札幌留学生交流センター条例の一部を改正する条例案

令和6年（2024年）11月28日提出

札幌市長 秋元克広

札幌留学生交流センター条例の一部を改正する条例

札幌留学生交流センター条例（平成11年条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表(1)宿泊室の表中「27,600円」を「30,800円」に、「35,500円」を「39,600円」に改め、別表(2)会議室の表中「1,000円」を「1,200円」に、「1,200円」を「1,500円」に、「1,500円」を「1,800円」に、「3,000円」を「3,600円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の別表に規定する使用料の徴収は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 4 この条例の公布の際現に札幌留学生交流センター条例第4条第1項の承認を受けている宿泊室の使用料については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（理 由）

札幌留学生交流センターの使用料を現状の経常経費を踏まえた適正な額に改

定するため、本案を提出する。